

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項および第 801 条第 3 項並びに

会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

豊田通商株式会社

豊田スチールセンター株式会社

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
豊田通商株式会社
代表取締役 貸谷 伊知郎

愛知県東海市新宝町33番の4
豊田スチールセンター株式会社
代表取締役 齋藤 尚治

豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）と豊田スチールセンター株式会社（以下「豊田スチールセンター」といいます。）とは、2023年12月13日付で締結した豊田通商を吸収分割会社、豊田スチールセンターを吸収分割承継会社とする吸収分割契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、豊田通商の自動車向け鋼板の国内販売事業に関して有する権利義務の一部を、豊田スチールセンターに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項および第801条第3項並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

記

- 吸収分割が効力を生じた日
2024年4月1日
- 吸収分割会社における法定手続の経過に関する事項
 - 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
豊田通商は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

豊田通商は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 2 月 9 日付で官報公告を行いました。豊田通商は、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、豊田通商には個別催告すべき債権者はありません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

豊田スチールセンターは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 2 月 9 日付で官報公告及び電子公告を行いました。豊田スチールセンターは、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

豊田スチールセンターは、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、豊田通商から、本吸収分割契約に定める自動車向け鋼板の国内販売事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上